

市営住宅 申込資格

① 同居又は同居しようとする親族のある方

- ・ 親族には、婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方及び婚約者も含まれます。
- ・ 家族を分割しての入居は原則として認められません。
- ・ 婚約で申込をされる方は入籍が入居予定日から1ヶ月以内の方に限ります。

※ただし、次のいずれかを満たす場合、単身者による入居が可能です。

- (1) 60歳以上の方
- (2) 障がい者でその障害の程度が次に掲げる程度で自活可能な方
 - ア 身体障害 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～4級に該当する方
 - イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に基づく精神障害の程度が1～2級に該当する方
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する方
- (3) 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症～第6項症、又は第1款症に該当する方
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- (5) 生活保護の被保護者及び中国残留邦人等の支援給付を受けている方
- (6) 海外から引き揚げて5年未満の方
- (7) 国立ハンセン病療養所等に入所していた方
- (8) 配偶者暴力防止法の規定による一時保護、保護が終了した日から5年を経過していない方等

② 入居資格収入基準に合致される方

- ・ 月額所得が158,000円以下の者であること。
- ・ 高齢者、身体障害者等の世帯は、月額所得が214,000円以下の者であること。
「高齢者や身体障害者等の世帯」とは、次のいずれかに該当する世帯です。

- (1) 入居者が、60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満からなる世帯
- (2) 入居者または同居者に次のア～クに該当する方が含まれる場合
 - ア 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～4級に該当する方
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に基づく精神障害の程度が1～2級に該当する方
 - ウ 障害の程度が中度以上の知的障害の方
 - エ 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症～第6項症、又は第1款症に該当する方
 - オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - カ 海外から引き揚げて5年未満の方
 - キ 国立ハンセン病療養所等に入所していた方
 - ク 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方（中学生以下）

③ 現在、住宅に困っておられる方

持ち家のある方又は公営住宅等の公的住宅及び会社の社宅・寮に入居されている方は原則として申し込みできません。

④ 申込者本人の住所若しくは勤務場所が市内にある方又は新たに市内に居住することが必要と認められる方

⑤ 地方税を滞納していない方

⑥ 入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。